

国 自 整 第 70 号
令和 7 年 7 月 8 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

道 路 運 送 車 両 法 の 関 係 省 令 に 基 づ く 自 動 車 整 備 に 関 す る 研 修 等 を
オ ン ラ イ ン に よ り 実 施 す る 上 で の 留 意 事 項 に つ い て

今般、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の関係省令に基づき定められている自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項を別添のとおり定めたので、了知されたい。なお、関係団体あて別紙のとおり通知したことを申し添える。

また、本通達の制定に伴い、下記の通達は廃止する。

記

1. 新型コロナウイルス対策に係る一種養成施設における対応について（令和2年4月3日付け、国自整第7号）
2. 自動車整備士養成施設の養成手法に関する試験的取組について（令和4年3月31日付け、国自整第314号）
3. 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習」、「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」の実施方法について（令和5年5月24日付け、国自整第26号）

道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等を
オンラインにより実施する上での留意事項

1. 基本方針

「道路運送車両法施行規則」（昭和26年運輸省令第74号）に規定する整備主任者研修、電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習、「指定自動車整備事業規則」（昭和37年運輸省令第49号）に規定する自動車検査員研修及び「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士養成施設の教育（以下「研修等」という。）について適用する。

2. 留意事項

- (1) 研修等は、対面による実施が基本であって、オンラインによる実施を義務付けるものではない点に留意すること。
- (2) オンラインにより研修等を実施する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。
 - ① 対面により実施する場合と同等の教育水準を維持すること。
 - ② 受講者のなりすまし等を防止するために個人IDやパスワードの発行、その他適切な方法により、受講者の個人識別を確実に行うこと。
 - ③ 受講者ごとに、研修等を受けた日時、研修等の項目名のほか、必要となる項目を管理するなどして受講状況を確実に把握すること。
 - ④ 研修等を行う講師又はその補助者が受講者の受講状況を適切に確認し得る体制を構築すること。
 - ⑤ その他法令の規定を遵守すること。

3. 配信方式

オンラインにより研修等を実施する場合は、次に掲げる配信方式を採用すること。なお、次に掲げる配信方式を複数併用してオンラインによる研修等を実施することは差し支えない。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式とは、対面により講師が説明等を行う会場（以下「本会場」という。）と本会場以外の会場（以下「別会場」という。）を、情報通信機器を通して、同時に行う方式をいう。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、同時かつ双方向に研修等を行う方式をいう。

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式とは、本会場及び別会場以外の場所において、情報通信機器を通して、動画ファイルを再生して研修等を行う方式をいう。

4. 実施方法

「3. 配信方式」に定める配信方式による研修等の実施方法に関する留意事項については次のとおりとする。

(1) サテライト配信方式

サテライト配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 本会場には、当該研修等に関する講師を配置すること。
- ② 別会場には、講師の補助者を配置すること。
- ③ 別会場の受講者の人数は、講師の補助者が受講者の受講状況を認識できる人数までとする。
- ④ 不正防止対策を図るとともに、受講者に不適切な行為が認められた場合には、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。

(2) ライブ配信方式

ライブ配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 受講者の数については、講習効果に鑑み、受講者に対する必要な指導、質疑応答、視聴状況確認等を適切に行うことが可能な人員とすること。
- ② 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ③ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間研修等から離脱していた場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合

(3) オンデマンド配信方式

オンデマンド配信方式を採用する場合、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 動画への出演のほか、当該動画の内容の検討については、講師が実施すること。
- ② 動画に出演する講師がその選任を解かれた場合には、原則として、当該講師が出演していた動画を使用しないこと。ただし、当該講師が出演していた動画を使用しなければならない特別な事情がある場合はこの限りでない。
- ③ 動画については、同一の研修等の講師が全編にわたって出演する必要はなく、複数の講師が出演することも可能とするが、複数の講師で一つの動画の内容を検討した場合は、少なくともそのうちの一人は動画に出演すること。
- ④ 動画の内容については、時宜にかなう適切な内容となるよう随時見直しを行うこと。
- ⑤ 講師による指導や質疑応答については、動画の視聴終了後に質問フォームが表示される

といった講師と受講者の双方向性が確保された効果的なものとする。

- ⑥ 受講者の受講状況を情報通信機器のカメラ等により確認できる体制を設けること。
- ⑦ 不正防止対策を図るとともに、次に掲げる場合は、当該研修等を受講したと認めないものとし、自動車整備士養成施設の教育にあつては、受講したと認めないものとした時間を教育時間数に含めないこととする。
 - (イ) 受講以外の行動をしていた場合
 - (ロ) 長時間離席していた場合
 - (ハ) 画面を見ていない場合
 - (ニ) 動画を早送りで再生した場合
 - (ホ) その他受講していると認められない場合
- ⑧ 自動車整備士養成施設の教育は、受講の進捗状況に応じた内容及びタイミングで動画を視聴できるよう計画するなど、個々の受講者に対する理解度が一層高まるような研修等の実施に努めること。